

「横浜市立大学と横浜市立高等学校との連携協議会」設置要綱

制 定 平成 19 年 7 月 31 日
最近改正 令和 7 年 7 月 1 日

(設置の目的)

第1条 「横浜市立大学と横浜市立高等学校との教育連携に関する協定書」(平成 19 年 1 月締結) の趣旨に沿って、具体的協議事項及び実施方法等を協議することを目的に、「横浜市立大学と横浜市立高等学校との連携協議会」(以下、「協議会」という。) を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 大学と高校との接続を含めた教育連携に関すること
- (2) 大学の教育に通ずる教育内容、方法の研究に関すること
- (3) 高校教員の教育力向上に関すること
- (4) 大学の教員による高校生を対象とする講座の実施に関すること

(構成員及び運営)

第3条 協議会は、横浜市立大学(以下、「市大」という。)及び横浜市教育委員会(以下、「市教委」という。)の以下の委員により構成する。

- (1) 市大：学長、副学長(2名)、高大接続部門長、国際教養学部長、国際商学部長、理学部長、データサイエンス学部長、医学部長、医学部看護学科長、事務局長

- (2) 市教委：教育長、教育次長、教育政策統括部長、学校教育部長、高等学校長会代表

2 協議会には委員の互選により、座長を1人置く。

3 座長は協議会を代表し、会議を統括する。

4 座長は協議会を招集する。

5 座長が必要と認めた場合、オブザーバーを参加させることができる。

(運営委員会)

第4条 協議事項に係る課題の整理等、具体的な内容検討を行うため、協議会の下部組織として運営委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の構成は以下のとおりとする。

- (1) 市大：高大接続部門長、アドミッションズセンター長、学務・教務部長、学長室長、アドミッション課長、教育推進課長
- (2) 市教委：学校教育部長、高校教育課長、市立高等学校長
- (3) その他：委員長が必要と認めた者

3 委員会には委員の互選により、委員長を1人置く。

4 委員長は委員会を代表し、会議を統括する。

5 委員長は委員会を招集する。

6 委員長は委員会での検討結果を協議会に報告する。

(会議)

第5条 協議会は原則として毎年度当初1回開催する。なお、委員会は適宜開催する。

(意見の聴取)

第6条 協議会及び委員会は、必要に応じて、専門分野の研究者、技術者及び学校関係者等から意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 この要綱の改廃、及びこの要綱に定めるものほか必要な事項は、市大及び市教委の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。